

## 「ヘルス博 Kyoto 2019」出展者募集要項

### 1 目 的

企業、大学、行政、医療保険者等が一堂に会した場において、健康づくりをテーマにした先駆的で効果的な取組の紹介や企業ノウハウの提供などを通じて、多様な主体のマッチングを図り、オール京都による府民の健康寿命の延伸を図る取組を推進する。

### 2 日 時

令和元年11月22日（金）午前10時～午後4時

### 3 場 所

京都経済センター 2階 京都産業会館ホール  
(京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地)

### 4 内 容

健康・予防サービスの提供事業者等による展示、セミナー等

### 5 参加対象

企業、市町村、医療保険者、高齢者団体、大学、一般府民等

### 6 出展部門

出展を希望する事業者は下記に定める各部門のうち、原則としていずれかひとつの部門に出展を申請することができる。

部門	概要	募集数
① 各種計画策定と評価 (データヘルス計画、介護保健事業計画及び健康増進計画等)	医療費分析や住民アンケート結果等のデータを利活用し、各種計画の策定とPDCAサイクルに基づく評価を支援する事業者	5社程度
② 特定健診・特定保健指導・健康づくりのインセンティブ	特定健診、受診率向上や効果的な特定保健指導の実施を支援、あるいは個人が積極的に健康づくりを行うための仕組み等を提供する事業者	5社程度
③ 生活習慣病・介護・認知症の予防	生活習慣病、介護、認知症を予防するための事業やサービス等を提供す	5社程度

	る事業者	
④ 健康経営・職場環境整備	企業、事業所等での健康な就労環境を整えるため、健康経営の推進を支援する事業者	5社程度

※申請内容によっては、主催者の判断により出展部門の変更をお願いする場合があります。

## 7 応募条件

- (1) 企業、市町村、医療保険者、大学等へ自社及び自社グループ内企業が販売／提供する健康づくりのサービスを提供した実績があること。
- (2) 出展ブースにおいて、来場者に対して製品・サービスに関する事業紹介を行うことができること。
- (3) 出展に際してかかる経費（輸送費、旅費その他必要となる費用等）について自社にて負担を行うことができること。
- (4) 出展ブースを運営する体制が整えられていること。
- (5) 本募集要項「12 留意事項」及び出展規約を確認のうえ同意、遵守できること。

## 8 出展申請

出展を希望する場合、下記のとおり出展申請書類を提出期限までに提出してください。

- (1) 応募書類
  - ① 出展申請書（様式1）
  - ② 出展内容等確認書（様式2）
  - ③ 会社概要（任意様式）
- (2) 応募書類の提出期限、提出方法等
  - ① 提出期限  
令和元年9月10日（火）まで
  - ② 提出方法  
「13 応募・問い合わせ先」記載のE-mailまたはFAXにより事務局あて提出。提出後、必ず電話での確認をすること。
  - ③ その他  
応募数が募集数に満たなかった場合、再募集を実施し、再募集する場合は、京都府ホームページ「「ヘルス博 Kyoto 2019」に係る出展者の募集について」に掲示する。

## 9 出展料・出展小間

### (1) 出展料

無料

### (2) 出展小間 (予定)

間口 3m程度×奥行 3m程度×高さ 2.1m以上

長テーブル 1台 (W1800×D600×H700)

白布掛け、パイプ椅子 2脚、社名板 (W1200×H300)

蛍光灯 40W (1灯)

※小間位置は主催者にて決定

※会場までの旅費、宿泊費、展示物輸送費、必要な電気器具、追加備品等の料金は出展者で負担

※小間内の展示装飾は、追加が必要であれば出展者側で施工してください。

※その他詳細は出展者説明会にて配布の出展マニュアルに記載します。

## 10 出展にあたっての注意事項

(1) 会場内での飲食物提供(加工品に限る。調理は不可)は可能です。

(2) 会場内での物品販売・サービス契約の締結等は禁止です。

(3) 会場内にて個人情報の取得を含むアンケートの実施は可能ですが、個人情報をはじめとする情報管理については、個人情報保護に配慮しつつ、出展者の責任において行う必要があります。また、個人情報を取得する際には取得者が出展者自身であることを明示のうえ行ってください。

(4) 会場ででたゴミ等は出展者で持ち帰り処理してください。

(5) 参加市町村、企業等から事前エントリーシートの提出があった場合は、当日の商談担当者を設置してください。

(6) 当日の出展ブースへの来場者数や商談内容、また本出展を通じて、継続的に商談を行った件数等の報告をお願いします。

## 11 出展者の決定に関して

出展申請について、実効性、波及性など様々な面から評価を行い、事務局での審査の後、外部有識者からの意見聴取の後、決定します。

申請の可否について、9月中旬(予定)に連絡します。

## 12 留意事項

(1) 主催者が行う電話によるヒアリングや資料の追加送付等の依頼に対応

していただく場合があります。

(2) 出展決定者は出展者説明会（9月下旬予定）への出席が必要となります。

なお、説明会の開催日時は予告なく変更となる場合があります。

(3) 出展者として決定した後の出展辞退については、やむをえない事情による場合以外は認められません。

(4) 出展内容に関しては、主催者と協議のうえ最終決定を行う必要があります。

(5) 主催者は天災その他、不可抗力によるやむを得ない事情で開催を中止する場合があります。

### 13 応募・問い合わせ先

事務局：京都府健康福祉部健康対策課 健康長寿担当

E-mail：[kentai@pref.kyoto.lg.jp](mailto:kentai@pref.kyoto.lg.jp) TEL：075-414-4738 FAX：075-431-3970

（平日8：30～17：15）

※メール送付の際は下記タイトルにて送付ください。

<メールタイトル> ヘルス博 Kyoto 2019 について